



火の安心を、つくろう。
Wishing for Your Safety

蓄圧式・小型船舶用 粉末(リン酸アンモニウム)消火器

船舶火災を迅速かつ確実に消火します!

創業当初より船舶防災分野に深くかわり、
国内船舶用消火器シェアナンバー1の実績を誇るヤマトプロテック。
陸上用ビル・危険物などの消火設備のノウハウや需要を先取りする
卓越した研究開発力という企業資産を最大限に生かして、
海上を走る船舶に揺るぎない安心をお届けします。

特長

あらゆる火災に対応可能

A(普通)火災・B(油)火災・C(電気)火災やプロパンなど、あらゆる原因の初期火災をスピード消火。

抜群の操作性を実現

小型・スリム化や安全栓の「上抜き式」など、扱いやすさに留意した設計により、いざという時に優れた機動力を発揮します。

蓄圧式なのでより高い安全性

容器の老朽劣化時も破裂リスクが少なく安全です。また、最新鋭装置によるヘリウムリーク(圧力漏れ)試験の合格品のみが出荷されます。

環境へのやさしさを配慮

当社では、独自に開発した「YPリサイクルシステム」
によって消火器を適正に分別処理しリサイクル率
100%を達成しています。



船の振動に強い

- 取り外しワンタッチの専用ブラケット(保持装置)でガッチリ固定
耐食性に優れてサビにくいSUS304(ステンレス)製のブラケットバンドを採用。
- 指示圧力計ゲージは高耐食・耐久性のステンレス製
圧力計を設置し、安全に使用できる状況であることがひと目で確認可能。



蓄圧式・小型船舶用 粉末(リン酸アンモニウム)消火器

ABC DRY CHEMICAL FIRE EXTINGUISHER (STORED PRESSURE TYPE) FOR CRAFT

国土交通省型式承認
Ministry of Land, Infrastructure, Transport
and Tourism Approval

SSA-4X

4型1.2kg
本体価格(税別)
18,000円

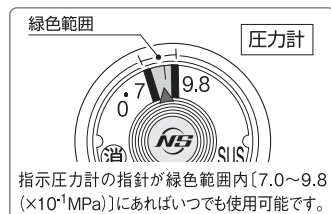
適応火災 普通・油・電気火災
APPLICABLE WOOD, PAPER, OIL, ELECTRIC FIRES

小型船舶用蓄圧式粉末(リン酸アンモニウム)消火器4型 SSA-4X

ABC DRY CHEMICAL FIRE EXTINGUISHER (STORED PRESSURE TYPE) FOR CRAFT

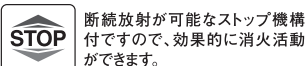
小型船舶用 × 蓄圧式 適応火災: 普通・油・電気火災
国土交通省型式承認

■使用方法



あらゆる火災をスピード消火

木材や紙などが燃えるA(普通)火災はもちろん、B(油)火災、C(電気)火災やガス火災など、あらゆる原因の出火をスピード消火します。



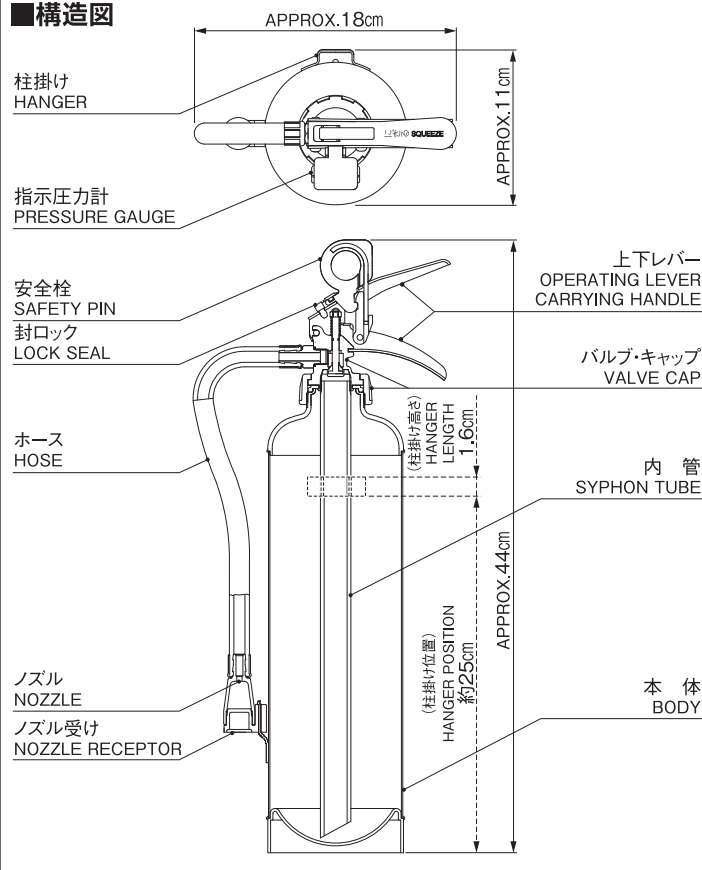
※粉末(ABC)消火器の消火薬剤は、リン酸二水素アンモニウムを主成分とした超微粒子です。

■仕様

規格: 国土交通省 JCI 検定
総質量: 2.85 kg
全高: 約44 cm
本体容器外径: 9.7 cm
本体容器板厚: 1.0 mm
ホース長さ: 27 cm
ノズル口径: 3.4 mm
放射時間: 約8秒
放射距離: 約4~6 m
水圧試験圧力値: 1.25 MPa
使用薬剤: 粉末(ABC)
薬剤質量: 1.2 kg
国土交通省型式承認番号: 第5536号
本体価格(税別): 18,000円

※商品を購入する際には、税込価格のほかに別途リサイクルシール代(非課税)が必要となります。

■構造図



消火器を必要とする小型船舶及び小型漁船

小型船舶安全規則

(総トン数20トン未満の船舶)

■消火器の備付数量

小型船舶の航行区域	推進機関を有する小型船舶	推進機関のない小型船舶
近海区域以上を航行区域とするもの	4個	3個
沿海区域を航行区域とするもの	3個	2個
平水区域を航行区域とするもの	2個	1個
限定沿海区域を航行区域とするもの	2個	1個

旅客船の航行区域	消火器の数	赤バケツ等の数
近海区域以上を航行区域とするもの	5個	—
沿海区域を航行区域とするもの	4個	2個
平水区域を航行区域とするもの	2個	1個
限定沿海区域を航行区域とするもの	3個	1個

限定沿海区域とは、平水区域から当該小型船舶の最速力で2時間以内に往復できる区域

●推進機関を有する小型船舶

モーターボート 遊漁船
客船(国の検査対象となるものを除く)
貨物運搬船(危険物ばら積船を除く)
作業用船舶

●推進機関のない小型船舶

被曳遊漁船
ろかい客船(旅客客員7人以上のもの)

小型漁船安全規則

(船舶安全法で定める漁船以外の総トン数20トン未満の漁船)

■第一種小型船舶に必要な消火器

機関区域	1個	船外機のみを有する船は1個。
居住区域	1個	

■第二種小型漁船に必要な消火器

機関区域	2個以上	その他、消火器2個分の予備消火剤を必要とします。
居住区域	2個以上	

●下記の漁船で100海里以上の海面において漁業を営む小型漁船

さけ・ます流し網漁業に従事する総トン数5トン以上の漁船。
さけ・ますはえなわ漁業に従事する総トン数10トン以上の漁船。
まぐろはえなわ漁業に従事する総トン数10トン以上の漁船。
ふぐはえなわ漁業に従事する総トン数10トン以上の漁船。
かつおさおづり漁業に従事する総トン数15トン以上の漁船。
たいはえなわ漁業に従事する総トン数15トン以上の漁船。

■詳細な取扱説明書をダウンロード出来ます。 <https://www.yamatoprotec.co.jp/products/>

▶消火器は目立つところに設置してください。

■消防法第17条の3の3に基づき6カ月に1回以上の点検を、消防設備士等の資格を有する人に依頼して行うようにしてください。

■1度放射されたら、ただちに消火薬剤を詰替えてください。試し放射はしないでください。

※蓄圧式消火器は、放射を一時的にストップすることができます。ただし、長時間放置していると、圧力ガスが漏れて使用できなくなりますので、一度使ったものは最後まで放射してください。使用後は、ただちに新しい消火薬剤の詰め替えを専門の業者に依頼してください。

※カタログ掲載商品は改良などのため、予告なく仕様・規格変更を行うことがあります。ご了承ください。

ヤマトプロテック株式会社

本 社 東京都港区白金台5-17-2 ホームページ <https://www.yamatoprotec.co.jp>

大阪・名古屋・札幌・仙台・さいたま・静岡・中国・尾道・四国・福岡・鹿児島／大阪工場・東京工場・中央研究所

※このカタログは、再生紙を使用しています。

●あらゆる防災設備・機器のご利用は下記へ……………